

スポーツフェスティバル東京開催基準要綱

1 総 則

スポーツフェスティバル東京（以下「大会」という。）を開催するために、この要綱を定める。

2 目 的

この大会は、幅広い世代のスポーツ愛好者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が実力に関係なく、日頃の練習の成果を発揮する中で、スポーツを通じて親睦を深めることを目指す。

3 主 催

大会の主催者は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）及び東京都とする。

4 開催の基本方針

- （１）大会は、毎年開催する。
- （２）大会本部は、協会内に置く。
- （３）実施競技の運営は協会加盟競技団体が主管する。
- （４）大会の規模、開催期日、参加人員等の基準については、競技別実施要項で定める。

5 大会の重要事項の変更

この要綱及び大会の重要事項については、スポーツ大会委員会において決定し、理事会の決議によって変更することができる。

6 開催時期

大会の開催は、９月を中心会期とする。

7 大会参加資格等

各実施競技の参加資格については、大会の目的及び各競技の特性に応じて各主管団体が検討し、大会本部の承認を得る。

- （１）大会の参加選手・監督は、当該区市町村の体育・スポーツ協会等が推薦した者で、参加競技終了まで、次のア又はイのいずれかの資格を有する者とする。

ア 東京都内在住者

大会開催年の４月１日以前から都内に住民票を有する者で、次の①～③のいずれかを満たす者

- ① 当該区市町村内に住民票を有する者
- ② 当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者
- ③ 在住又は在勤する区市町村にかかわらず、大会開催年の５月１日まで

に、当該区市町村の体育・スポーツ協会等に参加する競技団体に登録している者又は当該区市町村内に所在するスポーツ団体等に所属している者

イ 東京都外在住者（都内に住民票を有しない者）

当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者で、大会開催年の5月1日までに当該区市町村の体育・スポーツ協会等に参加する競技団体に登録している者。ただし、東京都外在住者の参加人数は若干名とし、詳細は競技別実施要項で定める。

- (1) 年齢基準日は、大会開催年の4月1日現在とする。
- (2) 大会に参加する者の年齢は、18歳以上（高校生、高等専門学校生を除く。）とし、詳細は競技別実施要項で定める。
- (3) 参加競技は、一人一競技とする。
- (4) 原則として、各競技団体の登録を条件としない。
- (5) 健康管理は、事前に健康診断を受けるなど、参加者の責任とする。
- (6) 参加制限

ア 過去において都民体育大会及び東京都スポーツ大会、国民スポーツ大会（都・関東予選会を含む。）、全日本選手権大会等に出場した者は、競技ごとに出場を制限する場合もある。

イ 競技ごとに、各区市町村は代表として1チームを推薦する。ただし、サッカー、ボウリング、ゲートボールについては2チームを推薦できる。

8 実施競技

- (1) 大会で実施する競技は、次のア～ウの事項をすべて満たしていること。

ア 協会加盟競技団体の競技であること。

イ 次の4つのうちいずれかの要件を満たしていること。

- a オリンピック競技（種目）
- b 国民スポーツ大会の実施競技
- c 日本伝統の武道
- d 参加できる大会が少ない競技（種目）

ウ 参加地区数が10地区以上の競技であること。

- (2) 令和5年度～令和9年度大会で実施する競技は、次のとおりとする。

水泳、陸上競技、バスケットボール、テニス、サッカー、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、弓道、剣道、ラージボール卓球、なぎなた、ボウリング、ダンススポーツ、ゲートボール、柔道（以上17競技）

- (3) 実施競技の見直しについて

実施競技については、8（1）及びガバナンスコードの遵守状況等に基づき、一定期間（4年）を経て、見直しを検討する。

9 参加申込み

各区市町村に送付される実施要項に基づいて申し込む。

- (1) 大会本部の指定した方法・期日を原則とする。

- (2) 参加料

参加料は、選手、監督、コーチ、マネージャー、補欠一人それぞれに対

し、1,000 円（傷害保険料を含む。）とする。

1 0 表彰

競技種目（種別を含む。）ごとに優秀なチーム又は個人に賞状を授与する。

1 1 不正行為等

ア 不正行為、競技の結果等に疑義があるときは、大会本部に申し出るものとする。ただし、所定の様式による申出を原則とし、その内容に具体性がなければならない。

イ 疑義の申し出は、出場選手の推薦団体である各区市町村体育・スポーツ協会等、または、参加競技種別の監督（代表者）とする。

ウ 前記ア、イの申し出等は、参加競技終了日の5日後までとする。ただし、各競技の実施要項の競技規定に定めのある場合は、この限りでない。

エ 不正行為があったと認められるときは、該当する競技種別のみ競技成績を取消すこととし、順位の繰り上げは行わない。ただし、次年度の参加は認める。

オ 各競技団体は、主催者と協議のうえ、前記エに加え制限を設けることができる。

1 2 競技の実施要項

(1) 各競技団体は、大会本部の指定した期日までに競技別実施要項を作成し提出する。

(2) 競技別実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

ア 競技名	イ 日時	ウ 会場	エ 参加人員と構成
オ 競技規則等	カ 参加の資格	キ 表彰	ク 参加申込方法
ケ 参加上の注意	コ 監督会議	サ その他	

1 3 その他

(1) 参加人員、プログラム、大会役員、賞状の様式については別に定める。

(2) 日程及び各競技の実施要項は別に定める。

附 則

1 平成12年4月1日施行

2 平成13年4月1日施行

3 この要綱は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立の登記の日）から施行する。

4 平成27年4月1日施行

5 平成30年12月17日改訂

6 令和元年12月16日改訂

7 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

8 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。